

2025年6月30日

厚生労働大臣
福岡 資麿 様

認定特定非営利活動法人日本 IDDM ネットワーク
理事長 井上 龍夫



糖尿病の障害年金「障害等級 2 級」認定基準についての要望

日ごろから糖尿病患者・家族のためにご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

私たち日本 IDDM ネットワークは 1 型糖尿病及びインスリン治療を必要とする 1 型以外の糖尿病の患者とその家族を支援する全国組織です。

糖尿病患者への福祉制度として障害年金は障害等級 3 級の認定条件が明確に示されており、この制度を活用し、障害厚生年金 3 級を受給する患者はその恩恵を受けております。一方で障害年金の制度上、疾患の発症(初診)時に未成年(年金非加入)者や国民年金の加入者は障害基礎年金しか対象とならず、障害厚生年金のみに設定されている 3 級の受給申請はできません。

そのため残る選択肢は障害基礎年金の 2 級ですが、現在は糖尿病を対象とした障害等級 2 級の認定基準が明確に示されておらず、該当する患者・家族はその申請の検討にあたり、自らの療養状況などについての申請判断の材料がないに等しい状況です。

つきましては、糖尿病の障害等級 2 級の認定基準を明確にさせていただきますよう下記のとおり要望いたします。

記

【要望内容】

糖尿病の障害年金「障害等級 2 級」の認定基準を明確に定めてください。

【要望理由】

1 型糖尿病の患者を対象とした公的な医療費助成制度は、現時点では「小児慢性特定疾患の医療費助成」のみで 20 歳未満の患者が対象です。また福祉制度としての経済支援は「特別児童扶養手当」がありますがこれも 20 歳未満の患者(保護者)が対象です。

現在、20 歳以上の 1 型糖尿病患者が申請できる経済支援は「障害年金」です。その糖尿病患者への障害年金については障害等級 3 級の認定条件は明確に示されています(2016 年 6 月の認定基準の一部が改正により明記)。

一方でご承知のとおり障害年金には障害基礎年金と障害厚生年金がありますが、3 級は障害厚生年金のみに設定されており、障害基礎年金には 3 級の設定がありません。患者の申請できる障害年金がどちらに該当するかは、その疾患の初診時の加入年金で決定され、特に 20 歳未満に発症した患者の場合は年金に未加入状態ですので、自動的に障害基礎年金の対象になります。その結果、障害等級の 3 級受給は不可能で、2 級の受給を目指すこととなります。

しかし、現在は 3 級の認定基準のみが示されている状況であり、2 級の認定基準の具体的な設定がなく、患者・家族の障害基礎年金 2 級の受給申請への判断、決断が難しいという現状にあります。上記の医療費助成と合わせて考えますと、20 歳未満の発症患者は 20 歳以降に受けられる経済支援がとても難しい状況となっています。

つきましては、まずは1型糖尿病患者が障害基礎年金 2 級の受給申請ができるように、糖尿病についての障害等級 2 級の認定基準を明確に定められることを要望します。

2024 年 4 月 19 日の大阪高等裁判所における、1 型糖尿病患者 8 名の原告による障害年金の 2 級認定(不支給は不当)を求めた裁判では、原告勝訴となり、合併症を持たない 1 型糖尿病患者への障害年金 2 級の支給が認められました。その後、上告されなかったため当判決は確定しました。

当該裁判では障害等級 2 級の要件となる「日常生活に著しい制限」があるかどうかを個別に検討しており、その中で 1 型糖尿病患者が平常時でも 1 日中血糖値のコントロールをしなければならぬ状況に着目し、症状や機能障害の程度なども総合的に考慮すべきだとの考えを示しています。そのうえで原告らにはいずれも毎日の血糖値変動に対応するためインスリン注射など自己対処の必要があるとして「日常生活は大きく制限されている」と指摘し、「支給停止事由があるとはいえず、(国の)処分は違法」と結論づけられました。

このような裁判例が示されたことは、1 型糖尿病患者にとっては障害基礎年金 2 級申請への大きな支えになりますが、判決では個々の患者の療養状態を個別に判断したものであり、3 級のような具体的な認定要件は国からは示されておらず、多くの患者・家族は実際の申請に迷っているのが実態です。

現在の「認定要領」では、2 級該当性については具体的な基準を示しておらず、「症状、検査成績及び具体的な日常生活等によっては、さらに上位等級に認定する。」とのみ定められています。これは、上位等級該当性については、症状、検査成績という機能障害の程度、具体的な日常生活状況という病状の程度を総合的に考慮して、「日常生活が著しい制限を受ける」か否かを判断することになっています。このような表現のみでは患者・家族はもちろん医療従事者やそれを審査する行政側にとっても客観性を欠くことになり、患者・家族にとっては申請自体を躊躇してしまう大きな要因になっています。

こうした状況を鑑み、糖尿病の障害年金 2 級の認定基準(要件)を明確に示していただきたく要望いたします。

■ 認定特定非営利活動法人日本IDDMネットワーク

1995 年 9 月に全国各地の 1 型糖尿病患者・家族会の連携組織として発足し、現在、認定特定非営利活動法人として政策要望(20 歳以上の患者への支援策など)、情報提供(情報誌「1 型糖尿病お役立ちマニュアル」発行、発症初期に必要な情報を詰めた「希望のバッグ」の配布など)、調査研究(大規模災害時の患者・家族の行動指針策定など)、「1 型糖尿病研究基金」による研究助成などに取り組んでいます。

以上